

議案第4号

三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年6月4日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

三田市水道事業給水条例（昭和43年三田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第4条」を「第6条」に改める。

第34条第2項を次のように改める。

2 第9条に定める指定給水装置工事事業者の指定に係る手数料は、次のとおりとする。

(1) 新規手数料 10,000円

(2) 更新手数料 10,000円

第39条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。